（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　同号ロ⑵の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の額又は五十万円のいずれか低い額（当該事業主に対する最初の支給に当たつては、五十万円）の百分の四十五（中小企業事業主にあつては、百分の六十）に相当する額

ハ　前号ハに該当する事業主　前号ハ⑵の措置の対象者一人につき、三十八万円（中小企業事業主にあつては、四十八万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者コース助成金、生活保護受給者等雇用開発コース助成金、就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金とする。

２　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する求職者（⑵から⑻までに該当する者にあつては六十五歳未満の求職者に限り、⑼から⒂までに該当する者にあつては四十五歳以上六十五歳未満の求職者に限り、公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（⑵又は⑶に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主（⒂に掲げる者を雇い入れる場合においては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる事業主に限る。）であること。

⑴～⒂　（略）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

３～６　（略）

７　（削る）

（六十五歳超雇用推進助成金）

第百四条　六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　同号ロ⑵の措置の実施に要した費用（人件費を除く。）の額又は五十万円のいずれか低い額（当該事業主に対する最初の支給に当たつては、五十万円）の百分の四十五（事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）及び厚生労働省人材開発統括官（以下「人材開発統括官」という。）が定める要件（以下「生産性要件」という。）に該当する事業主にあつては、百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五））に相当する額

ハ　前号ハに該当する事業主　前号ハ⑵の措置の対象者一人につき、三十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十八万円（中小企業事業主にあつては、六十万円））（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

（特定求職者雇用開発助成金）

第百十条　特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者コース助成金、生涯現役コース奨励金、生活保護受給者等雇用開発コース助成金、就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金とする。

２　特定就職困難者コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する六十五歳未満（⑼から⒂までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満）の求職者（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（⑵又は⑶に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（特定就職困難者コース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる（⒂に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限る。）事業主であること。

⑴～⒂　（略）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

３～６　（略）

７　生涯現役コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　六十五歳以上の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）でない求職者（職場適応訓練受講求職者ではないものに限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（生涯現役コース